

条例の策定にあたって

市民アンケート



- ・認知症になりたくないと思っている
- ・認知症は誰でもなる可能性がある
- ・「不安」「こわさ」「何も分からなくなる」など不安を感じている人
- ・今までの仕事や趣味を続けたい
- ・これまでどおり家族と一緒にすごしたい

認知症例策定ワーキング



- ・認知症は支えてくれる人がいれば生活できる。そのために周囲の人の理解が必要
- ・「住んでよかった」「富田林市がすき」という思いを次の世代にも残したい。
- ・認知症でもまだまだできることはある。複雑なことは無理かもしれないけど働きたい。

条例に反映 前文に盛り込む

令和4年10月1日制定

富田林市認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例



基本理念(第3条)

- 認知症の人の意思が尊重され、尊厳及び希望を保持し、自分らしく暮らせるまちを目指すこと。
- 認知症についての正しい知識と理解に基づき、認知症の人とその家族が地域で安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すこと。
- 認知症の人の意思により、その能力を活かして社会参加できる環境をつくること。

高齢化の進展に伴い、2025年には高齢者の5人に1人にあたる、約700万人が認知症になると予測されています。認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものになってきています。こうした中、これまで本市で進めてきました認知症に関する取り組みを基盤として継承しながら、認知症施策をより計画的・効果的に進めていく必要があると考え条例を制定しました。

この条例の策定にあたっては、富田林市わがまちパートナーを対象に実施した市民アンケートに加え、若年性認知症のご本人や認知症の人の介護経験がある人、認知症の臨床経験が豊富な医師、地域で認知症の人を支援しておられる人、介護従事者など様々な人が参加するワーキングを開催し、意見交換や検討を重ねました。ワーキングでは、「認知症は、支えてくれる人がいれば生活することができる。」「富田林市が好き、住んでよかった、住み続けたい」「認知症でもできることはある、複雑なことは無理かもしれないけれど働きたい」という意見が出されました。

これらの結果や意見は、条例の検討に活かすとともに、条文には書ききれない思いは条例の前文としてまとめることとしました。

条例の名称である「認知症と伴にあゆむ笑顔のまち」とは、認知症があってもなくても、だれもが認知症に関心を持ち、正しい知識や理解のもと、お互いに尊重しながら安心して暮らすことのできるまちにしたいという思いが込められています。「ともに」の「伴(ばん)」の字は伴走するという意味を込めています。

条例は、「認知症と伴にあゆむ笑顔のまち」の実現を推進するための3つの基本理念と、市の責務、市民、関係機関、事業者、地域組織の役割を定めています。

基本理念については、条例の制定にあたって実施したアンケートやワーキングにおいて、認知症のご本人からは、「まだまだ動けるし力はあるので働きたい。」「いろいろなことを楽しみたい」という思いを聞くことができました。また、「自分が認知症になったら」というアンケートの質問には、「これまでどおり家族と一緒にすごしたい」「今までの仕事や趣味などを続けたい」「友人や近所の人とのつきあいを続けたい」と多くの人が挙げていました。意見を反映させながら、基本となる考え方をまとめています。

まず、認知症の人が自分の意思で尊厳と希望を持ち、認知症であることも含めて自分らしく暮らすことのできるまちをめざすこと。そのためには、認知症の人とその家族を取り巻く人たちが、認知症に関心を持ち、正しい知識を学び、理解し、認知症の人とその家族を見守り、思いやることのできる地域をつくること。そして、認知症の人が自分の経験や能力を活かして社会参加や活動ができるよう環境を整えること。

富田林市では、この3つの基本理念に基づき認知症施策を推進します。

富田林市認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例

市の責務 (第4条)

- 認知症施策を総合的に計画性を持って実施します。
- 実施に当たっては、認知症の人とその家族の想いを尊重し取り組みます。
- 認知症施策を推進する上で必要な財政上の措置を講じます。



知る・参加する

市民の役割 (第5条)

認知症は誰もがなり得るものであることの認識のもと、認知症の備えとして正しい知識と理解を深め、自らの健康づくりを意識し、見守りなどの、ともに支え合う活動に参加するよう努めます。

支える

関係機関の役割 (第6条)

認知症に関する専門的な知識や高い対応力を有する人材育成を目指し、各機関が相互に連携しながら認知症の人とその家族の状況に応じた適切な支援に努めます。

応える・活かす

事業者の役割 (第7条)

従業員が認知症についての正しい知識や理解を持ち、適切な対応ができるよう教育を行い、認知症の人が能力を活用できるよう特性に応じて配慮するように努めます。

支え合う

地域組織の役割 (第8条)

認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、認知症についての理解を深め住民がともに支え合うコミュニティづくりの推進に努めます。

条例では市の責務の他に、市民、関係機関、事業者、地域組織の役割について挙げています。

「市民の役割」

認知症は高齢者だけではなく、若い方もなる可能性があります。運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加をすることなどが認知症のリスクを抑えるとされています。

認知症は、自分になることの他に、家族や身近な人になることにより関わりを持つかもしれません。認知症への備えとして、正しい知識と理解、健康的な生活を送ることを意識し、周囲に困っている人がいれば暖かい心配りをするを挙げています。

「関係機関の役割」

医療や介護、その他福祉に携わる機関であるため、認知症に関する専門的な知識や高い対応力を持つ人材を育成し、それぞれの機関が専門性を活かし、お互いに連携しながら認知症の人とその家族の状況に応じて支援することを挙げています。

「事業者の役割」

事業者は従業員が認知症の正しい知識と理解のもとに、認知症の人がお店に来た場合、また、一緒に働く人が認知症になった時においても、適切な接客や対応ができるよう、従業員が認知症の正しい知識を持ち理解を深める教育することと、認知症になってもできる限り能力を活用できるよう特性に応じた配慮を求めています。

「地域組織の役割」

認知症の人とその家族が住み慣れた地域で過ごすことができる様に、地域住民の理解と、認知症の人とその家族を見守り、手をさしのべることができるコミュニティづくりを挙げています。